

日本風力サービス株式会社「(仮称)出水ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和6年12月4日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)出水ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」について、日本風力サービス株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、熊本県知事及び鹿児島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県出水市上鯖淵、上大川内及び下大川内の各一部
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大60, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 7月13日
環境大臣意見受理	令和 2年 9月18日
経済産業大臣意見発出	令和 2年10月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 2月 1日
住民意見の概要等受理	令和 3年 4月27日
熊本県知事意見受理	令和 3年 7月28日
鹿児島県知事意見受理	令和 3年 7月29日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 8月11日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 6年 3月14日
住民意見の概要等受理	令和 6年 7月 1日
熊本県知事意見受理	令和 6年10月21日
鹿児島県知事意見受理	令和 6年10月29日
環境大臣意見受理	令和 6年11月15日
経済産業大臣勧告発出	令和 6年12月 4日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、植田
電話番号：03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事業計画の見直しについて

2. (3) アの検討結果や専門家等の助言を踏まえ、環境保全措置の検討を行うこと。また、検討の結果、風力発電設備の基数、配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、評価書においてその考え方を正確かつ分かりやすく記載するとともに、事業計画の見直しの結果に応じて、騒音、風車の影、その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。

(3) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置等により大規模な土地の改変が行われ、現状計画では、土工量が著しく多いものとなっている。また、対象事業実施区域東側の搬出入道路のための改変区域付近に、発生する切土の約半分を使用した盛土が計画されている。これらのことから、土地の改変による水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への重大な影響が懸念される。

このため、風車ヤード、道路等の設置場所、設計及び工法並びに風力発電設備の建設機材の選定に関して、更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化することで、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。ただし、検討に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

ア 土地の改変の抑制を優先し、切土量及び盛土量のバランスを取ることをのみを目的とした改変を行わないこと。

イ 盛土量の少量化の検討に当たっては、建設残土の場外への搬出についても、十分に検討すること。

ウ 工事計画の見直しの結果に応じて、動物、植物その他の環境影響評価項目について調査、予測及び評価を再度実施し、希少な動植物の生息地・生育地の改変を極力回避すること。

(4) 事後調査について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により、本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(5) 累積的な影響等について

- ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。
- イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。
- ウ 本事業と対象事業実施区域の大部分が重複する他事業（以下「同区域の他事業」という。）の調査結果とクマタカの予測結果について比較すると、調査期間の一部が重複しているにもかかわらず同一ペアの行動圏、営巣中心域、高利用域等の解析結果が大きく異なっているほか、対象事業実施区域内の衝突予測個体数の傾向も大きく異なっているため、2.(3)アの検討会における検討結果も踏まえつつ、情報を共有することで地域全体の環境影響の低減を図ること。また、今後の適切な事業実施を見据えて、同区域の他事業で設置が検討されている検討会の枠組みの活用の可能性も検討すること。

2. 各論

(1) 大気環境に対する影響

建設機械の稼働に伴う騒音及び施設の稼働に伴う騒音による影響について、熊本県側において最も影響を受ける直近民家を調査地点に追加し、予測及び評価を行うこと。

また、上記の影響に加え、本事業における工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動も含めた影響について、環境基準を満たしている場合においても可能な限り影響を低減するよう努めること。

（２）水環境及び水生生物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が森林法（昭和２６年法律第２４９号）に基づく水源かん養保安林に指定され、対象事業実施区域の周囲には、水道水源等が存在しているほか、対象事業実施区域及びその周辺の沢筋等において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているコガタブチサンショウウオ等の重要な両生類も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び水生生物に対する影響が懸念される。

このため、１．（３）の内容を踏まえて工事計画の見直しを実施した上で、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境に対する影響を回避し、又は極力低減すること。

なお、工事中において、河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないか等を確認するための環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講ずること。

また、工事等による濁水が熊本県側に流出しないことについて、熊本県側の集水域を図示するとともに、その考え方を正確かつ分かりやすく評価書に記載すること。

（３）鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの複数のペアによる営巣及び繁殖並びにペア間の干渉行動が確認されており、風力発電設備が設置されることに伴い、営巣中心域、高利用域等の行動圏の縮小による生息地放棄又は繁殖成績の低下といった営巣及び繁殖への重大な影響が懸念される。特に T4 の風力発電設備については、周辺のクマタカの行動圏の状況を踏まえた営巣中心域の参考値からは外れているものの、事業者が予測する営巣中心域内に計画されているほか、T1～T6 の風力発電設備は、設置予定箇所においてクマタカの飛翔が高い頻度で確認されており、風力発電設備の設置予定箇所付近の尾根では、衝突リスクが比較的高いと考えられる追出しや逃避等の干渉行動が確認されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ、アカハラダカ、ハチクマ等の渡りの飛翔が確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているヤイロチョウの生息が確認されている。

これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念されるため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア イ～カのクマタカ等の重要な鳥類に関する事項の検討に当たっては、知見を有する複数の専門家等から構成される検討会を設置し、同区域の他事業の調査、予測及び評価の結果も踏まえ、本事業による影響の予測及び評価に関する当該検討会等からの助言を踏まえて、環境保全措置の検討を適切に実施すること。また、検討結果及びこれを踏まえた対応について、関係地方公共団体及び関係機関に報告し、公開することにより、透明性及び客観性を確保した上で、地元等の理解を得ながら、事業を実施すること。
- イ クマタカの飛翔状況調査結果、クマタカの衝突予測個体数の予測結果等に係る衝突予測個体数が大きいと予測された風力発電設備について、設置の取りやめ又は配置の変更等を含めた環境保全措置を再度検討するとともに、付近でクマタカの干渉行動が確認された風力発電設備については、適切な環境保全措置を検討すること。また、事業者が実施を検討しているクマタカが尾根上を通過する際の気象条件における稼働調整については、当該気象条件の類型化について、慎重に決定すること。
- ウ 上記の検討に当たっては、T1、T3～T6の風力発電設備が同区域の他事業の予測結果において衝突予測個体数が高いと予測された250mメッシュ内又はその周辺にあることを十分に考慮すること。特に、T3及びT6については、同区域の他事業で設置の取りやめ又は配置の変更等を含めた環境保全措置を検討している14号機及び16号機と極めて近いため、設置の取りやめ又は配置の変更等を含めた環境保全措置について検討すること。
- エ クマタカのペアごとに、行動圏の内部構造の解析等を実施し、営巣中心域内の風力発電設備の設置を回避するとともに、営巣中心域及び高利用域内の好適採食地の改変を回避し、又は極力低減すること。また、営巣地と高利用域内の好適採食地の間の主要な飛行ルート上への風力発電設備の設置を極力回避すること。
- オ クマタカの営巣中心域における騒音を伴う営巣期の簡易な作業及び高利用域における風力発電設備等の建設や大規模な森林伐採等の営巣期の工事を回避するよう検討を行い、工事の実施に当たっては、繁殖に係る事後調査の結果等を踏まえ、工事内容及び工事期間の調整等の環境保全措置を確実に実施し、クマタカの保全に十全を期すること。
- カ 以下の(i)及び(ii)の事後調査及び事後調査の結果を踏まえた追加的な環境保全措置について、適切に実施すること。また、バードストライクが確認される等、重大な影響が認められた場合には、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。
- (i) 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。

(ii) 対象事業実施区域の周辺において、クマタカの営巣及び繁殖が確認されていることから、工事中及び稼働後のクマタカの繁殖状況及び行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。

キ 既存の知見及び専門家等からの助言を踏まえ、サシバ、ハチクマ、アカハラダカ等の渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を適切に実施すること。

ク 対象事業実施区域及びその周辺において、ヤイロチョウの生息が確認されていることから、ヤイロチョウへの繁殖への影響を回避するため、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、繁殖期の工事内容及び工事時期の調整等の環境保全措置を適切に実施すること。

ケ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) 動植物及び生態系に対する影響

熊本県側について、動植物及び生態系の調査を実施した範囲が示されていないため、評価書に調査範囲を示すとともに、その調査結果についても記載すること。

(5) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が森林法に基づく水源かん養保安林に指定されているほか、一部は砂防法（明治30年法律29号）に基づく砂防指定地や山地災害危険地区調査要領（平成18年7月林野庁）に基づく山腹崩壊危険地区に指定されている。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、1.(3)の内容を踏まえて工事計画の見直しを実施した上で、関係機関等と十分に調整を行い、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。特に、砂防指定地や山腹崩壊危険地区については、改変を極力回避すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。